

死刑

1 問題点

(1) 死刑に関する法制度には、①執行方法について具体的な法律の規定がなく、1873（明治 6）年の太政官布告に基づいて行われていること、②現実に誰が死刑を執行するかについて法律の規定がなく、慣例として拘置所の職員が行っていること、③死刑が執行される者に対する事前告知がなく、死刑執行当日に告知されること等、様々な法律上の不備がある。

(2) 我が国では、これまで免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件の 4 件の死刑確定事件について再審無罪判決が確定していた。2024 年 9 月 26 日に袴田事件で再審無罪判決が言い渡され、同年 10 月 9 日に確定した。死刑再審 4 事件に続き、5 件目の死刑再審無罪事件である。

現在日弁連が支援する死刑再審事件は、名張毒ぶどう酒事件、マルヨ無線事件、鶴見事件、難波ビデオ店放火殺人事件がある。

(3) 法務省は、被執行者の氏名、生年月日、執行場所、犯罪事実について公表しているが、それ以外の情報は公表しておらず、死刑執行の基準、被執行者の選択、死刑執行の具体的な状況等は完全にブラックボックスである。2010 年 7 月に東京拘置所の刑場が公開されたが、その後は公開されていない。死刑執行に関する行政文書等もほとんど黒塗りで不開示とされるなど、死刑に関する情報公開は極めて不十分である。

(4) 死刑制度をめぐる海外の状況は、国連総会において、1989 年に死刑廃止条約が採択され、2014 年、2016 年に「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が採択されている。

2017 年 12 月末日時点では、法律上死刑を廃止している国は 113 か国、事実上死刑を廃止している国は 29 か国、合計 142 か国であり、世界中で 3 分の 2 以上を占めており、刑廃止は国際的な潮流となっている。

国連は日本に対して、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を何度も行っている。

(5) しかし、国会での死刑に関する議論は低調であり、世論調査においても 80% 以上が死刑存置を支持している。

(6) 日弁連は、1991 年から死刑制度問題について取り組みを行っており、2016 年人権大会決議において、2020 年までに死刑の廃止を目指すことを打ち出した。また、2022 年 11 月 15 日、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を取りまとめ、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

東弁も、2020 年 9 月 24 日の臨時総会において、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択し、2023 年 4 月に死刑制度廃止実現本部を設置し、死刑制度廃止及び死刑執行停止を目指すための活動を行っている。

これまでの日弁連の取り組みについては『2025 年度版 政策綱領 Web 版「2025 法曹親和会政策綱領」13 死刑』¹を参照されたい。

2 近年の動き

(1) 「日本の死刑制度についての考える懇話会」の報告書

¹ http://hososhinwa.com/wp-content/uploads/2025_seisaku_4-13.pdf

2024年11月29日、「日本の死刑制度について考える懇話会」の報告書²が公表され、現在の日本の死刑制度に関する問題提起と、今後の検討に関する提言がなされた。

同懇話会は、日弁連から国民各界及び各層の有識者に働きかけ、元検事総長、元警察庁長官、与野党の国会議員、被害者遺族、学者、経済団体・労働団体・宗教団体・報道機関の各関係者が委員となって設立され、日弁連が事務局を務めた。

同懇話会の報告書は、「現行の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない」と述べ、「委員全員の一致した意見として、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする会議体を設置することを提言する」としている。

(2) 世論調査の公表

ア 2019年11月に内閣府が行った世論調査では、「死刑は廃止すべきである」が9.0%、「死刑もやむを得ない」が80.8%であった。

「死刑もやむを得ない」と答えた人のうち、「将来も死刑を廃止しない」が54.4%、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」が39.9%であった。

仮釈放のない終身刑が導入された場合に死刑を廃止するかどうかについては、「死刑を廃止する方がよい」が35.1%、「死刑を廃止しない方がよい」が52.0%であった。

イ 2024年10月に内閣府が行った「基本的法制度に関する世論調査」の結果が、2025年2月に公表された。

この世論調査では、「死刑は廃止すべきである」が16.5%、「死刑もやむを得ない」が83.1%であった。

「死刑もやむを得ない」と答えた人のうち、「将来も死刑を廃止しない」が64.2%、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」が34.4%であった。

仮釈放のない終身刑が導入された場合に死刑を廃止するかどうかについては、「死刑を廃止する方がよい」が37.5%、「死刑を廃止しない方がよい」が61.8%であった。

(3) 約3年ぶりの死刑執行

2025年6月27日、鈴木馨祐法務大臣により、東京拘置所において1名の死刑が執行された。2022年7月26日に1名の死刑が執行されて以来の約2年11ヶ月ぶりの死刑執行である。

東弁は、同日、「死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明」を発出している。

(4) 死刑再審事件の現状

ア 名張毒ぶどう酒事件

第10次再審請求の特別抗告審において、最高裁は2024年1月29日に特別抗告を棄却した（ただし、再審開始を決定すべきとする1名の裁判官の反対意見が付されている。）。

イ 飯塚事件

2008年に死刑が執行された飯塚事件は、第2次再審請求で、再審請求審（福岡

² <https://www.shikeikonwakai.net/報告書/>

地裁）は2024年6月5日、再審請求を棄却した。即時抗告審が福岡高裁に係属中であり、2026年3月までに決定が出される見込みである。

ウ 菊池事件

1962年に死刑が執行された菊池事件は、第4次再審請求の再審請求審が熊本地裁に係属中であり、2026年1月下旬に決定が出される見込みである。

なお、熊本地裁は、菊池事件の国家賠償請求事件の判決において、2020年2月26日、菊池事件の審理は、憲法13条、14条1項に違反し、公開の原則を定めた憲法37条1項及び82条1項に違反する疑いがある旨判示している。

3 今後の対応

我が国の死刑制度には、①執行方法等についての法律上の不備があること、②情報公開が不十分であること、③誤判の可能性があること等の様々な問題点がある。

また、死刑廃止は国際的な潮流であり、我が国は国連から、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの度重なる勧告を受けている。

これまでの日弁連や東弁の活動、上記懇話会の報告書等も踏まえて、死刑制度の廃止に向けた取り組み、活動を検討していく必要がある。

以上